

諮問「福岡市民病院における感染症医療について」の審議の進め方について（案）

1 諮問事項

未だ収束していない新型コロナウイルス感染症への対応に加え、今後の新興感染症への備えは喫緊の課題であるため、以下の事項について、専門的な見地からの審議をいただきたい。

《審議事項》

- 市民病院における感染症医療についての役割
- その役割を果たすための取組み

2 審議の進め方

検討にあたっては、以下のとおり進めていくもの。

① 新型コロナ禍における市民病院の対応の「検証」（評価と課題の明確化）

《検証の視点》

- ・ 新型コロナに対する福岡市民の安全・安心の確保
（例：患者の受入れ状況、病床確保の取組みなど）
- ・ 新型コロナ以外の安定した医療の提供
（例：院内の感染症対策、他の診療科への影響など）

コロナ禍の検証を踏まえ、役割と取組みを検討

② 市民病院における感染症医療の役割と取組みの「とりまとめ」

《前提》

現在の市民病院の建物・人員体制で対応が可能な範囲とする。

《とりまとめの視点》

- ・ 公立病院としての役割
（例：感染症における先導・中核的な対応など）
- ・ 役割を果たすための具体的な「取組み」
（例：局面に応じた役割の明確化、他の医療機関と連携した体制づくりなど）

上記検討を、感染症医療に携わる専門家の知見を得ながら実施するため、

感染症専門部会を設置

3 感染症専門部会について

【部会の概要】

項目	内容
名 称	感染症専門部会
所掌事務	市民病院における感染症医療について検討し、審議会に意見報告を行う
委員数	6名以内
委員構成	以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命 (1) 感染症医療を提供する医療関係者 (2) 地域医療を代表する医療関係者 (3) 市民病院の体制づくりに影響の大きな病院 (4) 医療経営について専門的知見を有する学識経験者
任 期	審議会への意見報告まで

【設置規定】

福岡市病院事業運営審議会感染症専門部会設置要綱（案） ※別紙

4 検討スケジュール

令和3年10月4日

第1回 福岡市病院事業運営審議会 ※本日
[内容] 市からの諮問、審議の進め方など

▼部会での検討

感染症専門部会（2～3回開催）
（検討案）

- 新型コロナ禍における市民病院の対応の「検証」
- 市民病院における感染症医療の役割と取組みの「とりまとめ」

▼検討の「とりまとめ」を審議会へ報告

第2回 福岡市病院事業運営審議会
[内容] 専門部会からの報告、答申案とりまとめ

令和3年度内

福岡市病院事業運営審議会感染症専門部会設置要綱（案）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、福岡市民病院の感染症医療について検討するため、福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に専門部会として感染症部会を設置する。

（所掌事務）

第2条 専門部会は福岡市民病院の感染症医療について検討し、審議会に対し意見報告を行う。

（組織）

第3条 専門部会は、委員6人以内で組織する。

（委員）

第4条 専門部会の委員は、以下の各号に定める基準により、審議会会長が任命する。

- (1) 感染症医療を提供する医療関係者
- (2) 地域医療を代表する医療関係者
- (3) 市民病院の体制づくりに影響の大きな病院
- (4) 医療経営について専門的知見を有する学識経験者

2 委員は、やむを得ない事情により部会の会議に出席できないときは、当該委員が委任する代理人を出席させることができる。この場合において、部会の会議に出席する代理人は、委員とみなす。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、意見報告までとする。

（部会長）

第6条 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は専門部会の会務を総理する。

（会議）

第7条 専門部会の会議は、部会長が招集し、会議の議長を務める。

2 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、又は別の方法により意見を聴取することができる。

4 専門部会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

（会議の公開）

第8条 専門部会の会議は、これを公開する。

2 福岡市情報公開条例第7条各号及び第38条ただし書に基づいて、会議の一部又は全部を非公開とする決定は、部会長がこれを行う。

（庶務）

第9条 専門部会の庶務は、保健福祉局健康医療部医療事業課において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月 日から施行する。

2 部会設置後、最初の部会は、第6条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集する。